

令和3年度事業計画(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

「暴力のない安全で住みよい青森県」を実現するため

- 1 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除意識の高揚を図るための事業
 - 2 暴力団員による不当な行為の被害者、少年等及び暴力団離脱希望者に対する支援並びに地域・職域における暴力団員による不当な行為の予防活動に対する支援事業
 - 3 暴力団員による不当な行為の被害者等に対する見舞金等の支給及び民事訴訟費用の貸付を行う事業
 - 4 暴力団の事務所使用により、付近住民の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための、暴力団事務所使用差止請求関係事業
 - 5 暴力団員による不当要求行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除意識の高揚を図るための不当要求防止責任者に対する責任者講習並びに少年指導委員に対する研修事業
 - 6 暴力団員による不当要求行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除意識の高揚を図るための広報啓発並びに地域・職域における暴力団員による不当な行為の予防活動を効果的に実施するための調査及び資料収集事業
- を重点的に実施し、青森県警察、青森県弁護士会をはじめ行政機関、地域職域の関係機関・団体と連携を強化し、次の事業を効果的に推進する。

1 広報啓発事業(定款第4条第1号関係)

事業名	事業の内容	実施時期
(1) 広報啓発	<p>○ 暴排意識の高揚と相談事業の普及及び責任者講習の受講促進の徹底を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、バス車内放送、ホームページ、ポスター、パンフレット等により</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 青森県暴力団排除条例 ◇ 暴力団追放三ない運動プラス1 ◇ 「暴力団で困ったら、 電話 017-723-8930」 ◇ 不当要求防止責任者講習の受講 ◇ 暴力団事務所使用差止請求関係事業等の広報を積極的に実施する。 <p>○ 「暴追あおもり」(年1回発行)や「暴追かわら版」などの不当要求対応要領等を紹介した小冊子・チラシ</p>	<p>事業年度間</p> <p>事業年度間</p>

	の充実強化を図る。	
(4) 少年からの	○ 暴力団の影響を受け受け受ける現れがある少年から	事業年度間

	必要により少年指導委員の非常勤相談委員及び警察等 他機関と連携して行う。	
--	---	--

相談及び相談 に対する助言	○ 相談対応に当たっては、暴力追放相談委員が担い、 暴力団離脱のノウハウの教示、就労の相談・雇用企業 の確保及び社会復帰のための助言を行う。必要により	事業年度間
------------------	---	-------

(4) 研修会への 講師の派遣	○ 行政機関をはじめ、地域・職域における暴力団員に とる不当な行為の予防のために結成された組織に講師	事業年度間
--------------------	---	-------

	法の助言等を行う。 ○ 派遣に当たっては、暴力追放相談委員を講師として 無料で派遣し、必要により警察等他機関と連携し行う。	事業年度間
--	---	-------

○ 物別 及び 事 業 名 (事 業 名) (事 業 名) (事 業 名) (事 業 名)

事業名	事業の内容	実施時期
金支給	的被害及び物的被害に関しし見舞金を支給するため、 警察本部、各警察署にも同制度の周知を図り、取り扱 い事案、事件で該当者があった場合、当センターへ通 報されるようにする	

(2) 貸付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団員の不当な行為による被害に関する民事訴訟、暴力団排除対策上必要と認められる民事訴訟及び財産的被害修復の費用について貸付を実施する。 なお、同制度について青森県弁護士会にも周知を図り連携する。 ○ 貸付は100万円を上限として無利子で行う。 	事業年度間
(3) 暴力団追放活動支援金支給	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域・職域の暴力団追放運動組織の活動に要する経費について支給する。 同制度については、各地域・職域の該当組織に周知を図る。 ○ 支援金は5万円を上限として行う。 	事業年度間
(4) 離脱者雇用給付金支給	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団離脱者を雇用した事業者に支給する。 ○ 給付金は5万円を上限として行う。 	事業年度間

4 暴力団事務所使用差止請求関係事業

事業名	事業の内容	実施時期
事務所使用差止請求	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民から委託を受け、暴力団事務所使用差止請求訴訟を行う。 ○ 制度の周知徹底を図るための広報を行う。 	事業年度間

5 講習、研修事業（定款第4条第6号、第9号関係）

事業名	事業の内容	実施時期
(1) 責任者講習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青森県公安委員会からの委託を受けて、不当要求防止責任者に対して行う不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習を行う。 	事業年度間 (22回予定)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ プログラムは最新の暴力団情勢に沿った内容となるように工夫する。 ○ 青森県弁護士会民事介入暴力対策委員会に所属するいわゆる民暴弁護士を講師としての暴排講話を実施する。 	<p>事業年度間</p> <p>事業年度間</p>
(2) 少年指導委員に対する研修	○ 県内64名の少年指導委員に対して、警察本部少年女性安全課と連携し、青森、八戸、むつ市において、少年に対する暴力団の勧誘や加入要求等の不当要求行為の予防活動等について研修を実施する。	5月～6月中

6 調査、資料収集（定款第4条第10号関係）

事業名	事業の内容	実施時期
調査及び情報収集	○ 公刊物、相談業務等で把握した情報を収集・分析・管理し、事業推進の資料として蓄積に努め、必要により関係機関に情報提供する。	事業年度間
	○ 暴力団等反社会的勢力による被害等の実態把握のためアンケート調査を実施し、広報及び事業推進に資する。	事業年度間
	○ 全国暴追センター、弁護士会等が主催する研修会への参加、県警察との情報交換、最新の暴力団情勢の調査及び資料収集を行い、その内容を各事業に反映させる。	事業年度間
	○ 警察本部、青森県弁護士会と当センターの三者協定による民暴研究会を開催し、民暴事案の対処方法等について研修し、相談業務及び各事業に反映させる。	令和3年 7～9月中

7 その他

事業名	事業の内容	実施時期
(1) センター運	理事会の開催 ・第1回通常理事会	5月中旬

営		・第2回通常理事会	令和4年 3月上旬
	評議員会の開催	・定時評議員会	6月中旬
	賛助会員の維持拡大 基本財産の適正かつ効果的な運用		事業年度間
(2) 暴力団社会 復帰対策	暴力団員の社会復帰促進のための「青森県暴力団社会 復帰対策協議会」を関係機関・団体等で開催する。		令和3年 1月中
(3) 資金調達及 び設備投資の 見込み	資金調達及び設備投資の見込みはない。		